

## 株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2022年3月25日

株式会社証券保管振替機構

### 1. 改正趣旨

株式会社ゆうちょ銀行が、同行口座への振込で提供している「自動払出預入」のサービスを2022年3月31日付で廃止し、同年4月1日以降、全国銀行データ通信システムによる振込に移行することに伴い、配当金等の振込先口座指定方法が他の金融機関預金口座と同様の取扱いとなることから、規程及び規則の一部改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

(1) ゆうちょ銀行口座への配当金等振込指定可否に係る発行者からの届出及び機構加入者等への通知の取りやめ

現在、振替株式等の発行者に対し、「単純取次方式」における配当金等の振込先としてゆうちょ銀行口座を指定することの可否について機構へ届け出ることを義務付けているが、2022年4月1日以降はすべての発行者について一律「指定可」となるため、その義務付けを廃止する。

また、それに伴い、発行者からの届出内容についての機構から機構加入者及び間接口座管理機関への通知の取扱いも廃止する。

(規程 第167条、第285条の72、規則 第229条、第357条の88)

(2) 配当金等振込指定の取次請求におけるゆうちょ銀行口座指定時の取扱い変更

加入者による「単純取次方式」の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を行う場合であって、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、同行口座の管理形態が他の金融機関預金口座と異なることから別の取扱いとしていたが、これを共通化する。なお、口座管理機関が認める場合には、引き続き「通帳記号及び通帳番号」による指定も可能とする。

また、株式等振替制度におけるすべての銘柄においてゆうちょ銀行口座を振込先として指定可能となることから、「登録配当金受領口座方式」の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を行う場合において、同行口座の指定を可能とする。

(規程 第168条、第285条の73、規則 第230条、第357条の89)

(3) その他

その他、所要の改正を行う。

(規則 第344条)

### 3. 施行日

この改正規定は、2022年4月1日（金）から施行する。

以上